

第1回毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会 次第

日時 令和4年7月28日(木)

午後1時30分から

場所 役場201会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委嘱状の交付

4 委員自己紹介

5 委員長・副委員長の選任

6 議題

(1) 毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会について

7 閉会

## 毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 検討委員会は、毛呂山町の小中一貫教育に伴う学校教育環境の整備充実について、教育を巡る環境の変化を踏まえ、子どもたちにとってより良い施設環境を整備するための意見を聴取することを目的とする。

### (組織等)

第3条 検討委員会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから毛呂山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保護者
- (4) 地域代表者
- (5) 公募による町民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長の指名する者とする。

3 委員長は、検討委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて、その会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第7条 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会委員

任期：委嘱の日から令和5年3月31日まで

No.	氏名	勤務先・職名等	選出区分	性別	備考
1	真殿 仁美	城西大学	学識経験者	女	
2	岩出 晃	毛呂山小学校長	教育関係者	男	
3	川野 幸一	川角小学校長	教育関係者	男	
4	前田 伸吾	光山小学校長	教育関係者	男	
5	熊田 奈緒美	泉野小学校長	教育関係者	女	
6	小堺 広司	毛呂山中学校長	教育関係者	男	
7	小熊 三矢子	川角中学校長	教育関係者	女	
8	五十嵐 禎幸	P T A会長	保護者	男	毛呂山小学校区
9	関根 達也	P T A会長	保護者	男	川角小学校区
10	福島 昌彦	P T A会長	保護者	男	光山小学校区
11	吉川 雅子	P T A会長	保護者	女	泉野小学校区
12	宮寺 亜希子	P T A会長	保護者	女	毛呂山中学校区
13	鮫島 俊介	P T A会長	保護者	男	川角中学校区
14	宮崎 雄貴	学童保育所利用者	保護者	男	(特非)学童保育の会
15	瀧澤 秀和	未就学児保護者	保護者	男	(学)村田学園
16	小笠原 唯之	未就学児保護者	保護者	男	(学)長瀬学園
17	高橋 丙午	区長会会長	地域代表者	男	
18	森澤 美智子	民生委員協議会会長	地域代表者	女	
19	宇田川 賢志	会社員	公募による町民	男	
20	佐島 啓晋	会社員	公募による町民	男	
21	長谷川 秀子	無職	公募による町民	女	
22	青木 明兄	無職	公募による町民	男	
23	細谷 光	会社員	公募による町民	男	
24	谷住 妙子	社会教育委員会委員長	その他	女	

## 毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、毛呂山町小・中学校のあり方検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の制限)

第4条 傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 帽子、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴者は、会議を公開しない議決があったとき、又は委員長が傍聴人の

退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。

(委員長の指示)

第8条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。





未来を拓く人づくり(小中一貫教育)  
プロジェクト基本方針

平成30年8月  
毛呂山町教育委員会





## はじめに

急速な社会の変化、価値観の多様化、情報化、少子高齢化、核家族化等により、子供達を取り巻く教育環境は大きく変化しています。また、家庭や地域社会の教育力の低下、体験の減少等の中、子供の自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下などが指摘されています。学校現場では、いじめ・不登校等の問題行動の増加とともに、「小1プロブレム」「中1ギャップ」等の問題も生じています。

これらは、時代や社会の変化、子供の身体的成長の早熟化、心と身体の成長のアンバランスに起因するとともに、かねてから指摘されてきた小学校と中学校の指導の段差、小学校と中学校の教員が9年間を見通して児童生徒を育てるという視点の欠如等、学校種間の連続・接続のあり方についても課題があると考えられます。

毛呂山町では、「元気のある学校づくり」として小中連携に取り組んできました。この事業では「小・中学校における互いの教育活動への理解促進と9年間を見通した連携」を目標に掲げ、小学校、中学校の教職員が連携を図ってまいりました。その結果、小学校から中学校へのスムーズな接続、学力・体力の向上に向けた研修会の定着など一定の成果を得ています。しかし、学力、特に主体的に学習に取り組む態度や思考力・判断力・表現力等が十分に育っていないこと、また、不登校出現率が依然として高いこと、基本的な生活習慣が十分に身につけていないことなど、今後、学校・家庭・地域が連携して取り組むべき課題も残されています。

このような我が国及び毛呂山町の今日的な教育課題の解決に向け、本町教育委員会では、小中9年間という見通しをもって連続性のある教育課程を編成し、充実した教育活動を展開するために、町内全2中学校区で小中一貫教育を実施することといたしました。このことは、毛呂山町の特色を活かした新しい義務教育の姿を創造する取組みを推し進めていくことでもあります。

この「未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクト基本方針」は、各中学校区における小中一貫教育の円滑な推進のための基本的な考え方や指針等を示したものです。この基本方針をもとに、中学校区及び各学校において創意工夫のある教育活動が展開され、学校・家庭・地域が共同する中で、毛呂山町で学ぶ全ての子供が「夢をもち世界にはばたく毛呂山の子ども」として健やかに成長してくれることを心より願っています。

平成30年8月  
毛呂山町教育委員会

## 目次

### I 基本方針の考え方

- 1 毛呂山町の教育をめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 毛呂山町の未来を拓く人づくり（小中一貫教育）プロジェクトの推進  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

### II 毛呂山町小中一貫教育（コミュニティ・スクール）基本方針

- 1 毛呂山町の小中一貫教育・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 2 毛呂山町の小中一貫教育がめざすもの・・・・・・・・ P 6
- 3 毛呂山町の小中一貫教育推進の基本方針・・・・・・・・ P 6
- 4 実施に当たっての考え方と実施内容・・・・・・・・ P 7
- 5 学校と家庭・地域の連携・協働（コミュニティ・スクール）  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 6 小中一貫教育（コミュニティ・スクール）推進スケジュールの概要  
・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

### III 毛呂山町学校施設整備基本方針

- 1 毛呂山町の町立小中学校施設整備の現状と課題・・・・・・・・ P 13
- 2 毛呂山町の望ましい小中学校施設のあり方・・・・・・・・ P 14
- 3 毛呂山町の学校施設整備推進の基本方針・・・・・・・・ P 17
- 4 整備推進の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 20

# I 基本方針の考え方

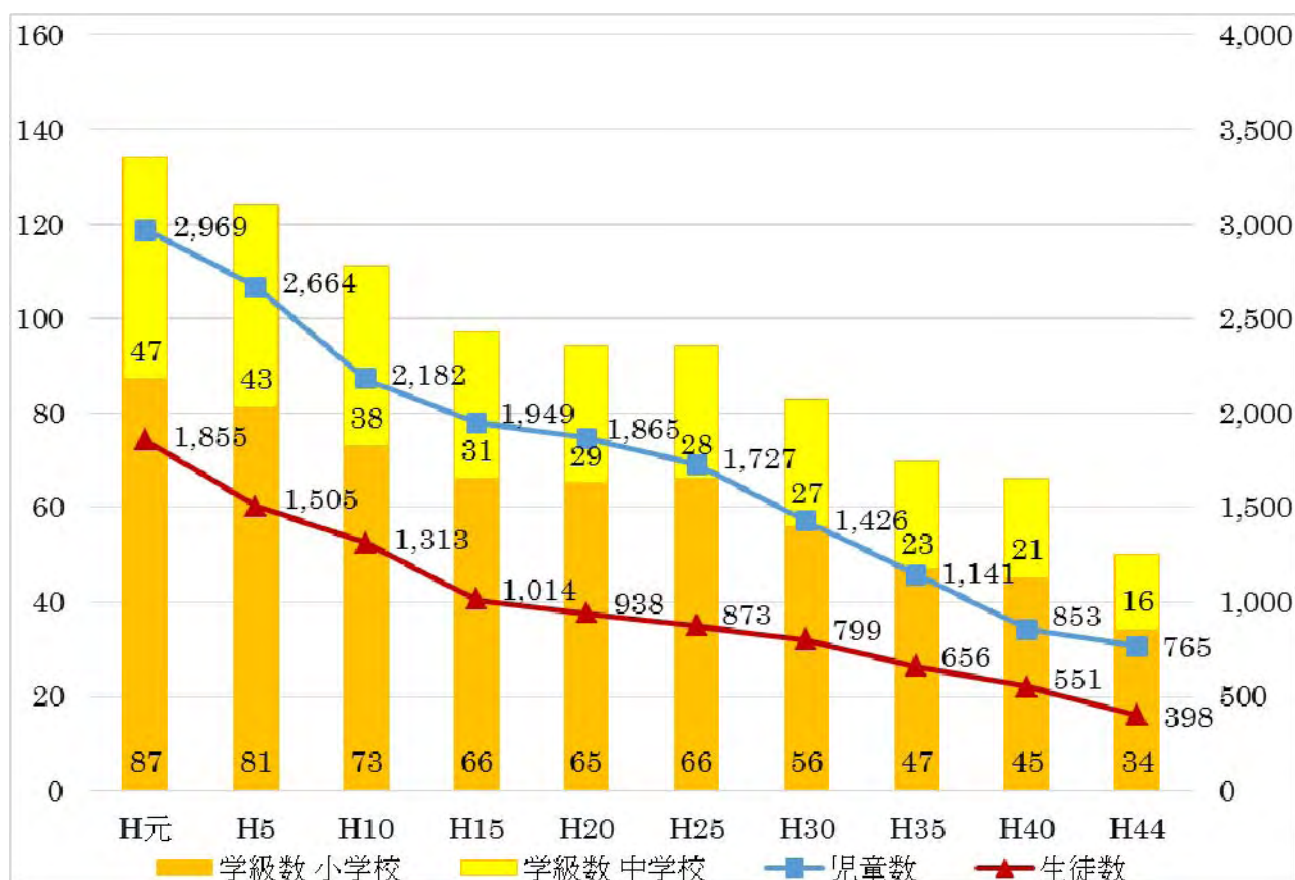
## 1 毛呂山町の教育をめぐる状況

### (1) 児童・生徒数の減少

小学校の児童数は昭和 58 年度の 3,599 人、中学校の生徒数も昭和 62 年度の 2,015 人をピークに下落が始まり、現在当時の約 4 割に減少しています。

#### 毛呂山町立小中学校の児童生徒数及び学級数

児童・生徒・学級数予測値：学校教育課 H30.5.1 現在



※学級数には特別支援学級を含む

さらに今後の児童生徒数の見込みでは、平成 35 年度にはピーク時の約 3 割に、平成 44 年度にはピーク時の約 2 割にまで落ち込むものと見込まれています。

少子化とともに学級数が減り、単学級になる学校が増えていくと予想されます。その弊害として、特に小学校では 6 年間クラス替えが出来ない、学校行事やクラブ活動に支障をきたすことなどが考えられます。

## (2) 児童生徒数の減少に伴う教職員数の減少見込み

H30.8 学校教育課調査

学校名		H30		H35		H40		H44	
		クラス数	教職員数	クラス数	教職員数	クラス数	教職員数	クラス数	教職員数
毛呂山小学校		12	16	12	16	10	13	6	9
泉野小学校		12	16	10	13	9	12	6	9
毛呂山中学校		13	22	10	18	8	15	6	12
川角小学校		12	16	12	16	12	16	8	10
光山小学校		10	13	7	10	6	9	6	9
川角中学校		10	18	9	17	9	17	6	12
合計	小学校	46	61	41	55	37	50	26	37
	中学校	23	40	19	35	17	32	12	24

※特別支援学級数を含まない

### 小・中学校で学ぶ教科等数

小学校 14

国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語、  
道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

中学校 12

国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、  
道徳、総合的な学習の時間、特別活動

中学校の12教科等の内、教科担任制のもとで教科を受け持つ教職員が必要な教科は、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を除いた9教科です。

上表によると、中学校における平成44年度の教職員数の見込みは両中学校とも12人ですが、このうち校長と教頭を抜くと10人になります。しかしながら授業時間数が多い国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語においては複数の教職員がいないと時間割を組むことが難しくなります。殊に国語・社会・数学・理科・外国語において複数の教職員を割り当てることできないと、教育の質が落ちることに繋がり、生徒の学力の低下に繋がる恐れが非常に高くなります。

今後の児童生徒数の減少により中学校単独では、学校経営が非常に困難になります。

### (3) 学校施設の老朽化

「毛呂山町公共施設等総合管理計画 平成 29 年 3 月策定」(以下：管理計画)において、公共施設の将来更新等費用の試算条件として、建築後 30 年で大規模改修、60 年で更新(建替え)を設定していますが、最初に建築した学校校舎は築後 51 年経過しており、計画的な整備計画を策定する時期に来ています。

(※整備とは、新築・更新・長寿命化・大規模改修を含むものとします)

学校施設の建築年と経過年

毛呂山中学校区	建築年	経過年	川角中学校区	建築年	経過年
毛呂山小学校	昭和 46 年～	～47 年	川角小学校	昭和 42 年～	～51 年
泉野小学校	昭和 54 年～	～39 年	光山小学校	昭和 49 年～	～44 年
毛呂山中学校	昭和 47 年～	～46 年	川角中学校	昭和 49 年～	～44 年

### このような毛呂山町の教育環境から



学校教育においては、児童生徒に確かな学力をつけ、豊かな人間性等を育むことが重要であり、児童生徒数や教職員数の適正な規模が保たれていることが求められます。

毛呂山町の教育をめぐる状況を打開するためには、児童生徒間や小中学校の教職員同士の交流による義務教育 9 年間を一体として捉えた小中一貫教育(コミュニティ・スクール)の実施による学校教育の充実が必要です。

## 2 毛呂山町の未来を拓く人づくり(小中一貫教育)プロジェクトの推進

未来を拓く人づくり(小中一貫教育)プロジェクト基本方針(以下：基本方針)は、「第五次毛呂山町総合振興計画」、「第 2 期 毛呂山町教育振興基本計画」に基づき作成するものです。

また、長期にわたり多くの関係者にご検討いただいた『毛呂山町立小・中学校将来構想検討結果報告書』や『未来を拓く人づくり(小中一貫教育)に向けて～地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校をめざすための検討結果報告』についても、方針の充実のために活用していきます。

特に「教育のグランドデザイン」(次頁)は 教育関係者と教育委員会との意見の集大成と考えており、今後、地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校をめざして、毛呂山町の教育プロジェクトとして推進していくこととします。



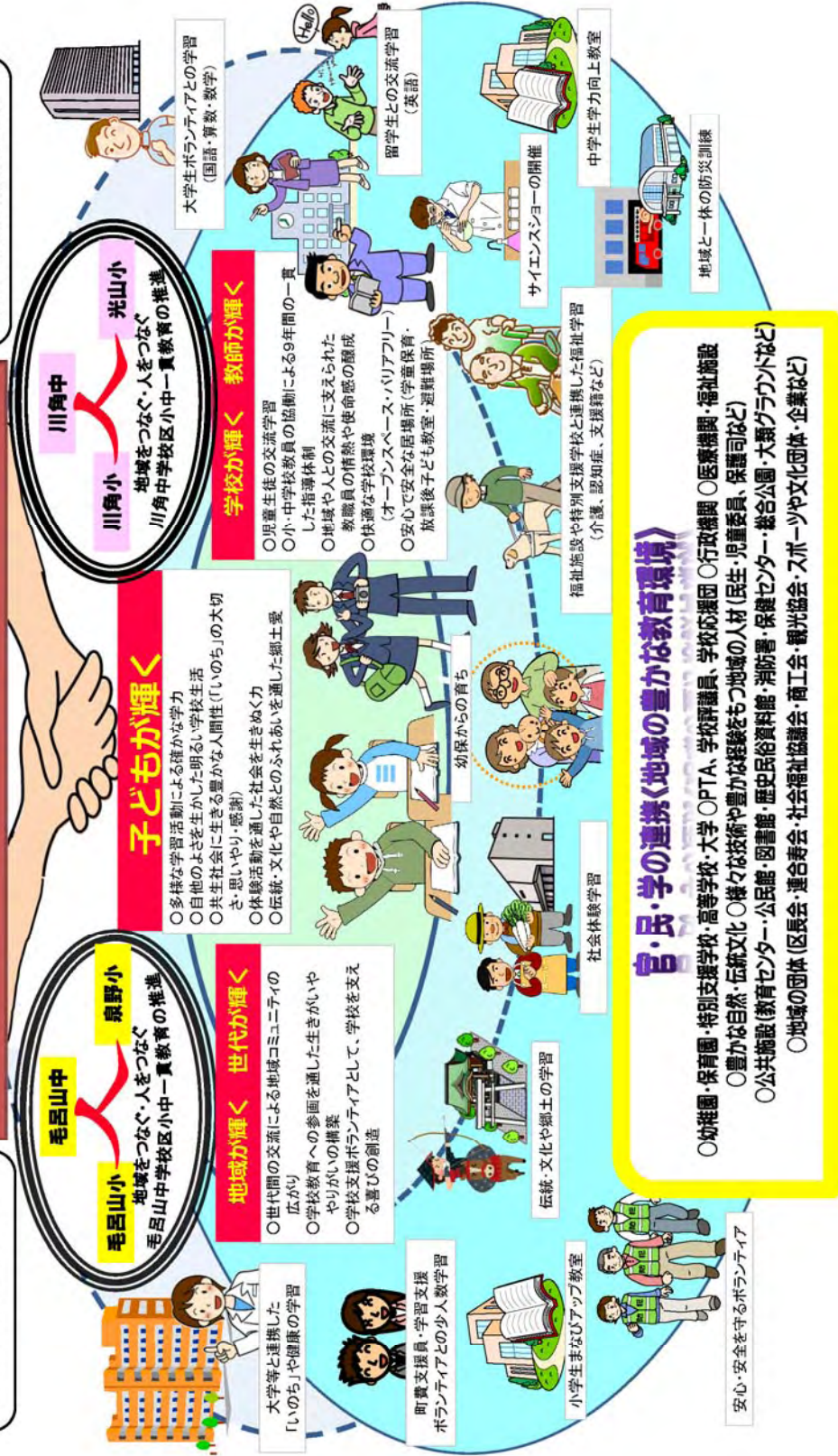
## 教育イノベーション：医療と福祉との融合

# 未来を拓く人づくり(小中一貫教育)プロジェクト

- 【地域社会の現状】
- 高度情報化・国際化・少子高齢化
  - 地域コミュニティの希薄化
  - 町の人口減少問題
  - 小学校教育施設の老朽化 など

**基本理念：地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校をめざして**  
**夢をもち世界にはばたく毛呂山の子ども**

- 憲法 教育基本法
- 学習指導要領
- 埼玉県教育振興基本計画
- 毛呂山町総合振興計画
- 毛呂山町教育振興基本計画



## Ⅱ 毛呂山町小中一貫教育（コミュニティ・スクール）基本方針

### 1 毛呂山町の小中一貫教育

#### (1) 小中一貫教育とは

毛呂山町では「小中一貫教育」を次のように捉え、町内全小・中学校において推進します。

中学校区の小・中学校で共通の目標（目指す児童生徒像）を設定し、指導内容及び指導方法等が義務教育9年間を貫いて設定され、実施される教育。

小学校6年間と中学校3年間の義務教育9年間を一体のものとしてとらえ、中学校区の小・中学校がめざす目標を共有し、協働し、連続性・発展性をもって子供たちの育成に当たるのが「一貫教育」です。

#### (2) 小中一貫教育に取り組む意義

小中一貫教育の導入により、主に、次の3点での効果が期待されます。

##### ① 学力の向上

- ・指導方針を共有し、情報交換や連携を充実させることで、各成長段階での育てたい力が明確になり、一人ひとりの個性に応じた支援が可能になります。
- ・小学校で、より専門性を生かした中学校教員による授業や教科担任制、子供たちの様子をよく知る小学校教員による中学校でのTT（ティーム・ティーチング）授業など、多様な学習形態が可能になり、小学生の知的好奇心を充足させたり、中学生の定着が不十分な内容を補充したりするなど、学習意欲や学力の向上を図ることができます。

##### ② 生徒指導

- ・小・中学校の教員が協働して、9年間を見通した継続性のある指導を行うことにより、児童生徒の不安感を軽減することができるとともに、家庭と連携した生徒指導上の諸問題への継続的な対応が可能になります。
- ・小・中学校教員の連携による、より深い児童生徒理解に基づく指導が可能になり、「中1ギャップ」を解消し、中学校入学後に激増傾向にある不登校や問題行動の減少を期待することができます。
- ・小・中学生の交流や合同行事などを通して、中学生には、下級生に対する思いやりとリーダーシップの育成を、小学生には、目標にすべき身近な生徒像の具象化を図ることが期待できます。

##### ③ 教職員の意識改革

- ・義務教育9年間で児童生徒を育成するという意識から、発達段階に応じたきめ細かな配慮の必要性と教科指導の系統性に関する理解が高まり、教職員の指導力の向上が期待できます。また、小学校と中学校の教員が互いの指導方法の良さを身近にとらえることで、授業改善が進むことが期待できます。

## 2 毛呂山町の小中一貫教育がめざすもの

### (1) 毛呂山町の小中一貫教育の基本理念とめざす子ども像

- ① 学校教育の基本理念  
地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校づくり
- ② めざす子ども像  
夢をもち世界にはばたく毛呂山のこども

### (2) 毛呂山町小中一貫教育導入の主なねらい

- ① 小・中学校9年間という見通しを持って、連続性のある教育課程を編成し、「いのちの教育」を通して子供の「生きる力」を育成する。
- ② 小学校から中学校へのスムーズな移行により、不登校等の問題の解消をめざす。
- ③ 子供の学びの連続性について、小・中学校教職員の相互理解を進め、学習指導・生徒指導等の充実・改善を図る。
- ④ 小・中学校間の連携を通して、学校と家庭・地域との協働体制をつくり、子供の教育環境の充実を図る。

## 3 毛呂山町の小中一貫教育推進の基本方針

毛呂山町の小中一貫教育は、次の4つの基本方針により進めます。

- (1) 各中学校区の特性を活かしながら、町内全小・中学校で一貫教育を進めます。
- (2) 学習指導要領に基づき、連続し、一貫した教育課程を編成します。また、義務教育9年間で各中学校区の実態に応じて「4・3・2」等の教育区分とし、指導を行います。
- (3) 全町で取り組む内容と、各中学校区の特性を活かした内容とで教育課程を編成・実施します。
- (4) 「小中一貫教育推進組織」を構築して組織的に取り組みます。





## 4 実施に当たっての考え方と実施内容

### (1) 中学校区の特性を活かした取組

毛呂山小学校・泉野小学校・毛呂山中学校を毛呂山中学校区、川角小学校・光山小学校・川角中学校を川角中学校区として、それぞれの校区の特性を活かして、小・中学校が協働して地域とのかかわりや連携を深め、特色ある一貫教育を進めます。

#### ① めざす子ども像の設定

本町の学校教育の基本理念「地域をつなぎ「いのち」輝く日本一の学校づくり」とめざす子ども像を受けて、中学校区ごとの児童生徒の実態を踏まえ、共通の教育目標と9年間でめざす子ども像を設定します。

#### ② 推進組織、年間計画等の立案

共通の教育目標や子ども像に基づき、小・中学校が連続し一貫した取組を進める柱を明らかにし、推進のための組織や年間計画等を立案します。

#### ③ 教育活動の展開

中学校区全職員が中学校区ごとの教育目標と取組の柱を共有し、小中9年間という見通しをもって、創意工夫のある教育活動を展開します。

### (2) 義務教育9年間のとらえ方

教育課程の編成に当たっては、基本的には現行の「6・3制」(小学校6か年・中学校3か年の教育制度)の枠組みによる学習指導要領に基づいて、義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育課程を編成します。その際、子供の心身の発達段階、認識・思考の発達段階等に対応するために、例えば9年間を義務教育前期4年・中期3年・後期2年ととらえた取組をしていきます。

施設一体型小中一貫校の場合

保育園 幼稚園	教育課程	小学校課程6年				中学校課程3年				
	9年間の区分	前期4年				中期3年		後期2年		
年 長	学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
○毛呂山町幼保小接続期プログラム ○埼玉県子育ての目安「三つのめばえ」 「生活」「他者との関係」「興味・関心」	指導体制	学級担任制				一部教科担任制		教科担任制		
	指導のめあて	学習指導、生活習慣の基礎・基本の徹底				小・中の円滑な接続と学習の習熟・定着		義務教育の仕上げ・進路指導の充実		
	指導区分	基礎・基本				習熟・接続		充実・発展		
	指導内容	○基礎・基本の習得 ○学習規律の確立 ○生活習慣の確立 ○集団生活のルール				○基礎・基本の定着 ○学び方の習得 ○よりよい生活習慣の確立 ○規範意識の醸成		○基礎・基本の活用 ○自主的な学習習慣の獲得 ○自治的能力の醸成 ○社会生活への適応		
	いのちの教育	◎自分が愛されていることを自覚し、自分の命を大切にする。		◎友達と協力して生活し、自他の生命を大切にする。		◎自己有用感を高め、自他の生命を尊重する。			◎自他の存在を認め合い、共によりよく生きようとする。	

義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育課程の編成にともない、指導法にも工夫を凝らします。

- ① 「いのちの教育」全体計画（いのちの学習カリキュラム）の作成と実施
  - ・日々の教育活動における自尊感情を育成します。
  - ・心の居場所になる集団づくりを推進します。
- ② 外国語（英語）教育の充実
  - ・グローバル化に対応した英語教育改革等、今後の国の動きを見据えながら、小・中の連続性・系統性のある外国語（英語）教育を充実させ、英語を用いてのコミュニケーションを図ることのできる能力や態度を育成します。
- ③ 特別支援教育の充実
  - ・9年間を見通した切れ目のない支援を目指します。
- ④ 基本的な生活習慣や学習習慣等についての一貫した指導
  - ・中学校区ごとに、9年間を通して身につけさせたい基本的な生活習慣や学習規律、学習の進め方等を共通理解し、一貫した指導を進めます。
  - ・「生活の約束」や「学習の進め方」等の手引きを作成し、学校や家庭での指導に活かせるようにします。
- ⑤ 乗り入れ授業や専科授業の導入
  - ・教育区分の中期（小学校5年生～中学校1年生）を中心に、乗り入れ授業、専科授業、一部教科担任制等を導入し、小中間の授業形態のスムーズな橋渡しをするとともに、授業の質の向上を図ります。

専科教員 …ある特定の教科を専門的に担当する教員のこと

教科担任制 …各教科に教科担任を配置すること

乗り入れ授業…勤務している学校以外で授業を行うこと。小・中学校での相互乗り入れ授業において、一人で授業をする場合は所有免許の問題がでてくる。しかし、小・中の教員が2人でTT（ティーム・ティーチング）を行う場合は所有免許の問題はない。

### （3）全町で取り組む内容及び各中学校区の特性を活かした内容で教育課程を編成・実施

毛呂山町では、「いのちの教育」全体計画（いのちの学習カリキュラム）を作成し、自尊感情の育成、心の居場所になる集団づくりなどに取り組んでいきます。

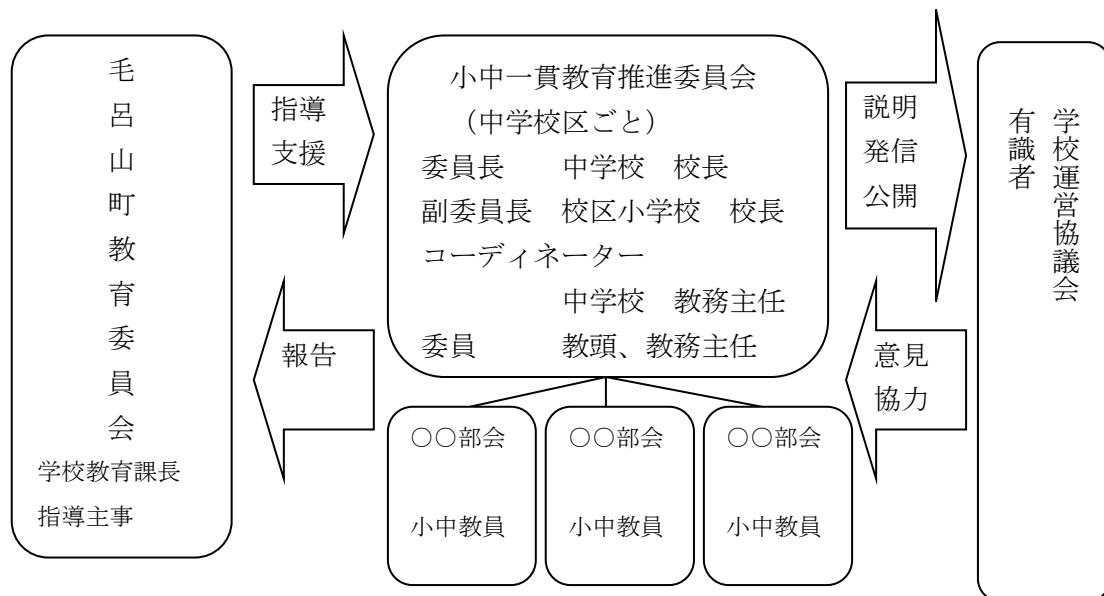
各中学校区には、それぞれ人、自然、歴史等の地域固有の特性があり、子供の実態も異なります。そこで、全町で取り組む内容とともに、その中学校区で取り組む目標や内容を設定し、地域や学校の実態、そして子供の実態を活かした地域とともにある学校を目指し、特色ある教育課程を編成・実施していきます。

- ① 学校行事の工夫
  - ・特別活動の学校行事の趣旨を活かし、「4・3・2区分」等の節目において、学校生活に秩序を与えたり自己の生き方の考えを深めたりする機会となる学校行事を工夫して実施します。
- ② 異年齢交流の推進
  - ・人間関係を形成する力やコミュニケーション能力を育てたり、異年齢相互に啓発し合う機会にしたりするために、異年齢の児童生徒が交流する活動を工夫します。

#### (4) 「小中一貫教育推進組織」の構築

小中一貫教育推進に向けて、推進組織を設置します。

小中一貫教育推進委員会は、中学校区ごとに校区の全職員で構成します。



小中一貫教育推進に向けて、小・中学校における教職員の交流を図ります。

##### ① 合同研修会の実施

- ・小・中学校の教職員が交流し合い、学力観や指導観等について相互理解をしたり、指導力を高め合ったりするために、中学校区ごとの小中合同研修会・授業研究会等実施します。

##### ② 校務分掌の見直し

- ・小中の校務分掌組織に整合性がとれているか見直しを行い、中学校区の教職員が協力協働して教育活動に当たることができるようにします。



#### (5) 小中一貫教育の望ましい施設形態

小中一貫教育を進めるうえで、施設の形態も重要な要素の一つです。

児童生徒が交流するためには、児童生徒が往来しやすい環境であることが望ましいと考えられます。また、子供の学びの連続性について小・中学校教職員が相互理解を進め、学習指導・生徒指導等の充実・改善を図るためにも小・中学校間が近いことは好ましい状態です。そして、保護者や地域の方々にとっても近接した施設である方がより効率よく、学校との協働ができるものと考えられます。

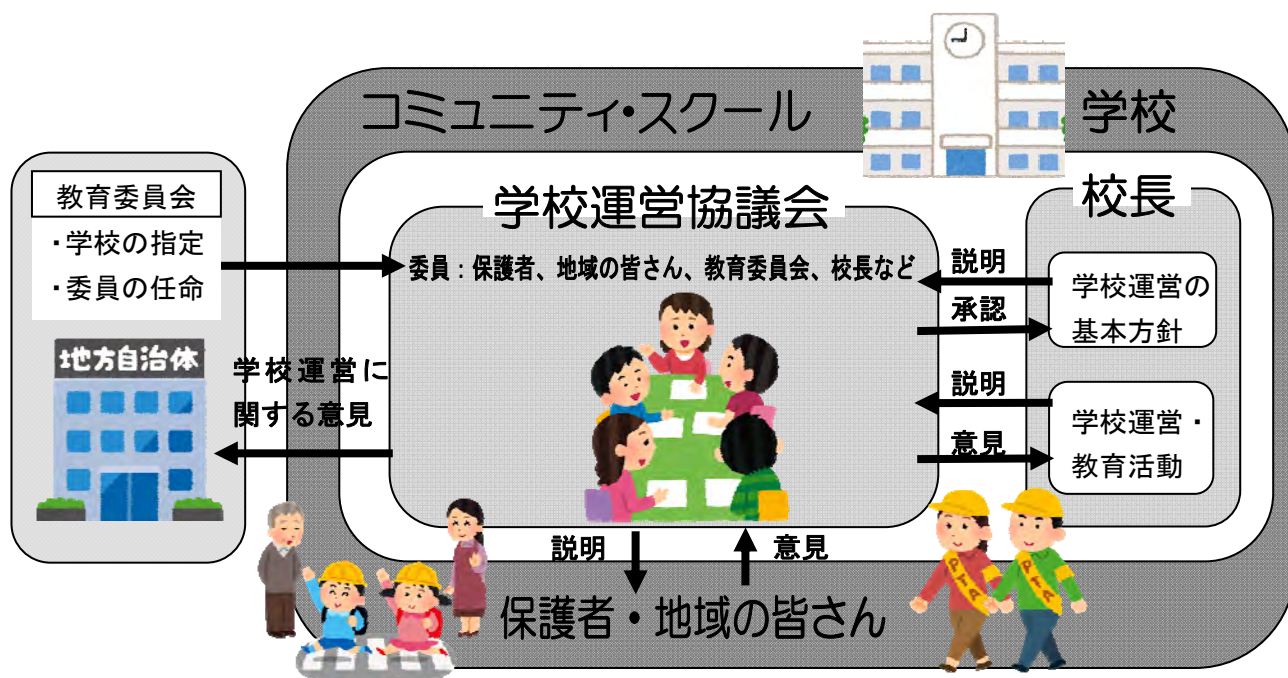
今後、児童生徒の減少に伴う教職員の減少が危ぶまれているなか、児童生徒の教育環境を確保し教育の質を低下させないことが喫緊の課題です。この課題を解決するためには、小・中学校の教職員の緊密な連携と保護者及び地域の方々との協働体制の構築が必要です。

## 5 学校と家庭・地域の連携・協働（コミュニティ・スクール）

### （1）コミュニティ・スクールの推進

学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民・保護者と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」に転換するための仕組みです。毛呂山町ではこの制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていきます。



### （2）学校運営協議会制度

コミュニティ・スクールには、学校や地域の実情に応じて教育委員会により指定された学校運営協議会が設置されます。その根拠となる学校運営協議会制度は、平成16年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づく制度で、主に3つの機能があります。

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること（必須）
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること（任意）
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること（任意）

毛呂山町では各中学校校区に1つの運営協議会を設置し、学校運営協議会の機能としては、①、②について規則で定めていきます。

学校運営協議会は、学校運営の「基本方針の承認」を行うなどの具体的な権限を有していることから、地域住民や保護者が学校運営に対する当事者意識を分かち合い、ともに行動する体制を構築できます。学校運営協議会は、学校の良きパートナーになるものであり、校長が描く学校のビジョンを地域住民や保護者と共有し、学校運営の責任者である校長のリーダーシップのもと共に汗をかき、そのビジョンの実現を目指そうとするための仕組みです。



### (3) 学校評議員制度と学校運営協議会制度の違い

	学校評議員制度	学校運営協議会制度
目的	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての責任を果たす。	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。
位置付け	校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度。学校評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではない。	学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意志決定を行う合議制の機関で、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施する。
法的根拠	学校教育法施行規則第49条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6
主な内容	学校評議員は、校長の求めに応じて又は必要と認めるときは、学校運営に関する意見を述べるができる。	以下の具体的な権限を有する。 ①校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること（必須） ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること（任意） ③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること（任意）

### (4) コミュニティ・スクールの取組で広がる魅力

- ① 子供たちにとっての魅力
  - ・子供たちの学びや体験活動が充実します。
  - ・自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
  - ・地域の担い手としての自覚が高まります。
  - ・防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。
- ② 教職員にとっての魅力
  - ・地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
  - ・地域人材を活用した教育活動が充実します。
  - ・地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。
- ③ 保護者にとっての魅力
  - ・学校や地域に対する理解が深まります。
  - ・地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
  - ・保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。
- ④ 地域の皆さんにとっての魅力
  - ・経験を活かすことで生きがいや自己有用感につながります。
  - ・学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
  - ・学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
  - ・地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



## 6 小中一貫教育（コミュニティ・スクール）推進スケジュールの概要

	段階	各中学校区	町教育委員会
平成30年度	「知る」 人の交流  心のつながり (交流活動)を重視	○小中一貫教育推進委員会の設置・実施 ・めざす子ども像の設定 ・乗り入れ授業の計画 ・いのちの教育全体計画作成 ○研究体制の構築 ・課題の把握 ・教職員の意識向上 ・部会の設置 ・合同研修会の設定 ・合同行事の設定 ○中学校区ごとに研究発表	○学校運営協議会規則制定 ○各中学校区小中一貫教育推進委員会への指導・支援 ○施設整備に関する調査・検討 ○研究発表の支援
平成31年度	「つなぐ」 学びの連続性・系統性を意識するとともに、地域との相互理解を進める	○学校運営協議会の実施 ○小中一貫教育推進委員会の実施 ・いのちの学習カリキュラム作成 ・学びの進め方作成 ・生活の約束作成 ○乗り入れ授業の試行 ○合同行事の試行 ○合同研修会の実施 ○成果と課題の検証と改善 ○中学校区ごとに研究発表	○保護者・地域への説明 ○各中学校区小中一貫教育推進委員会への指導・支援 ○学校運営協議会設置 ○CSディレクター※配置 ○学校運営協議会への指導・支援 ○研究発表の支援
平成32年度	「見通す」 9年間を見通した教育課程を一部実施  9年間の学びの連続性やつながりを意識した授業づくり	○学校運営協議会の実施 ○小中一貫教育推進委員会の実施 ○保護者・地域への説明 ○取組のPDCAサイクルの確立 ○中学校区ごとに研究発表	○学校運営協議会への指導・支援 ○各中学校区小中一貫教育推進委員会への指導・支援 ○研究発表の支援

CSディレクター※

※CSディレクター：コミュニティ・スクールの運営や学校期間の調整、分野横断的な活動の総合整備など統括的な立場で調整等を行う地域人材。



























